

串本町学校施設照明 LED 化事業に関する業務仕様書

業務場所

以下、15 施設

【校舎】

- ① 潮岬小学校 住所：〒649-3502 串本町潮岬 3136 番地
- ② 古座小学校 住所：〒649-4116 串本町中湊 160 番地
- ③ 串本中学校 住所：〒649-3503 串本町串本 1620 番地
- ④ 潮岬中学校 住所：〒649-3502 串本町潮岬 3349 番地の 13

【体育館】

- ⑤ 潮岬小学校 住所：〒649-3502 串本町潮岬 3136 番地
- ⑥ 串本西小学校 住所：〒649-3514 串本町有田 410 番地
- ⑦ 大島小学校 住所：〒649-3632 串本町須江 1577 番地の 11
- ⑧ 西向小学校 住所：〒649-4122 串本町西向 638 番地
- ⑨ 古座小学校 住所：〒649-4116 串本町中湊 160 番地
- ⑩ 串本中学校 住所：〒649-3503 串本町串本 1620 番地
- ⑪ 串本西中学校 住所：〒649-3515 串本町田並 1300 番地
- ⑫ 西向中学校 住所：〒649-4122 串本町西向 922 番地
- ⑬ 町立武道館 住所：〒649-3503 串本町串本 2564 番地
- ⑭ 旧錦富小学校 住所：〒649-3512 串本町二色 360 番地
- ⑮ 旧田原中学校 住所：〒649-4112 串本町田原 700 番地

※体育館はアリーナのための更新とする。

業務目的

串本町内小中学校、武道館の全 15 施設の照明設備において、省エネ法に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減並びに経常的な電気料金及び維持管理経費の削減のため、各施設における老朽化した照明器具等を LED 照明に更新することを目的とし児童生徒・教職員の学びの向上、職務向上を図るものである。

業務内容

- (1) LED 照明器具等の調達（取替に必要な部品を含む）
別紙 1 「LED 照明対象一覧表」にある既設照明の仕様を満たした機器を調達する。
- (2) LED 照明器具等の取替
「照明器具等の取替」に基づいて作業
- (3) 更新にかかる廃棄処理等

既設照明器具の不要な機器の撤去及び処分、調達した機器等の設置時に取り外した機器等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適切に撤去及び処分する。

(4) LED 照明器具等の維持管理（賃貸借契約期間中）

- ア 障害発生時に緊急対応できる照明機器メーカーの保守対応窓口を設けること。
尚、現地対応が速やかに行えるよう施工役割の保守拠点を串本町内、又は串本町に隣接した拠点に本店又は営業所等を有していること。
- イ 受付体制については 24 時間 365 日受付が可能であること。
- ウ 納入業者は、障害発生時の問合せに対して翌営業日以内に現地対応が可能なこと

(5) その他

個々の機器の設置が完了した時点から使用の開始を認め、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合、本施工に起因する障害である場合においては受注者の責において修復することとする。

(6) 取替期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(7) 賃貸借契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 19 年 2 月 28 日（120 カ月間）

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃貸借契約開始月を決める。

(8) 万一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。

(9) 入札に参加を希望する者は、別紙 1「LED 照明対象一覧表」により、既設照明器具等の設置状況の確認を行うこと。

参加資格要件 ※参加表明書の提出期限である令和 8 年 5 月 27 日時点で要件を満たしていることとする。

- (1) 建設業法に基づく電気工事業の「電気（特定）」又は「電気（一般）」の建設業許可を取得していること。なお、共同企業体の場合は施工役割が該当していること。
- (2) 施工役割は町内業者（町内に本店又は営業所等を置く事業者）を選定すること。
協力会社・下請け会社の選定についても町内業者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- (3) 過去 3 年以内に同種同規模以上の業務実績が 2 件以上あること。
共同企業体の場合はリース役割・施工役割が共に実績があること。
- (4) 施工役割は学校施設における個人情報管理として「プライバシーマーク」又は

「ISO27001」を取得していること。

対象照明器具

別紙1「LED照明対象一覧表」のとおり

照明器具の仕様等

- ア 照明器具等は、すべて新品とする。
- イ 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- ウ 照明器具等は、種類ごとに同一メーカーで統一すること
- エ 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とすること。
- オ 照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とすること。
- カ 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること）
- キ 別紙1「LED照明対象一覧表」に記載の光束、消費電力、消費効率を満足する製品とすること。
賃貸借契約開始後に仕様を満たさない製品である事が発覚し、町担当より指摘等があった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。（入替までに町が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）

・ベースライト形

- ア 石綿工事に係る場合「みなし」として施工を行うこととする。
- イ 維持管理の観点より、電源は光源部(ライトバー)側に内蔵されているものに限る。
- ウ 光源(LED)寿命は、点灯時間 40,000 時間(光束維持率 85%)以上の製品とすること。
- エ メーカー保証期間については5年間とする。

・LED直管ランプ

- ア G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
- イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。
- エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。
- オ別紙1「LED照明対象一覧表」の備考に「回転」と記載のある製品は、「ソケット回転式のランプ」とし、それ以外は「固定式のランプ」とする。
- カ 安定器は残置すること。

キ メーカー保証期間については5年間とする。

・高天井形

ア 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。

イ 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。

ウ 光源(LED)寿命は、点灯時間 60,000 時間(光束維持率 85%)以上の製品とすること。

エ 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

オ 高天井照明器具には防球ガードを設置すること。

カ メーカー保証期間については5年間とする。

ダウンライト形

ア 埋込穴が異なる場合は、リニューアルプレートを用いること。

イ 光源(LED)寿命は、点灯時間 40,000 時間(光束維持率 80%)以上の製品とすること。

ウ メーカー保証期間については5年間とする。

・調光機能

別紙1「LED照明対象一覧表」の備考に調光とある製品に関して、施設ごとに定めた以下の仕様を満たすものとする。

ア 調光制御方式は、無線調光制御方式とすること。

校内無線ネットワーク機器類との通信干渉を避けるため、参加事業者は事前にネットワーク機器類の管理および保守委託業者に事前に設置場所について協議を行うこと。

なお、取付後に校内無線に障害が生じた際は受注者負担により速やかに復旧させること。

イ グループ調光（5%刻みで10~100%）が可能であること。また、10シーン以上の対応が可能であること。詳細な回路設定については、落札後、発注者と協議し決定する。

ウ 回路ごとのON/OFF、調光制御がワンタッチで可能であること。通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで15メートル以上とする。

エ 操作方式は壁スイッチ及び汎用タブレットの両方で行うことができるものとする。

※リモコンでの操作は不可とする。

オ 調光信号受信部の配管については金属製とし、受信部にはガードで覆う措置を行うこと。また、無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源し、既設分電盤から新規配線を敷設することとする。

照明器具等の取替

- (1) 契約後、必要書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。
- (2) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し協議するものとする。
- (3) 取替に使用する雑材はすべて新品とする。
- (4) 取替にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその近辺の安全確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 取替において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。
- (10) 施工着手にあたって、受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、次に掲げる条件を遵守するとともに、業務の一部を第三者へ委任する旨の任意の様式を着手日までに発注者に提出し、承認を得なければならない。委任先にあたっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事としての一般建設業建設業の許可を受けていること。
- (11) 取替期間中は施設管理者と日程調整を行い、施設運営に支障のないよう作業工程、作業方法に配慮するものとする。
- (12) 作業時間帯の決定にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (13) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (14) 校内の無線 LAN 設備等の使用環境に影響を及ぼさないよう、情報通信技術に関する知識を有する者を配置し、施工計画の立案及び現場管理を行うこと。
- (15) 取替の前後に当該照明回路の絶縁抵抗値測定を実施し、作業による抵抗値の異常な低下等がないことを書面にて報告すること。
- (16) 取替前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (17) 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。
- (18) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCB を含む安定器があった場合には、取

扱いについては別途発注者と協議するものとする。

- (19) 本仕様に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (20) 設置における直管型 LED ランプの安全性の担保については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管 LED ランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。
- (21) 劣化しているソケット、電線については交換し、必要であれば転落防止措置を施す等十分安全性を考慮した方法にて設置すること。
- (22) 取替に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建築物石綿含有建材調査者資格及び石綿作業主任者が在籍していること。
- (23) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (24) 現地作業員は腕章又は名札等を着用し本工事の身分を証明できるものであること。
- (25) 既存照明器具機器等の取り外し及び集積について。
 - 1. 受注者は、既存照明機器等の取り外しを丁寧に行い、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように指定場所へ集積した後、シート等を用意し養生すること。
 - 2. PCB 含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。
保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。
- (2) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者が対応するものとし、対応方法に関しては別途協議とする。
- (3) 不具合の申し出を受けて現地確認に伺った際、当不具合が本事業に起因しない場合において、本事業に起因しないことの特定については受注者の責任の範疇とする。
但し、本事業に起因しないことを特定した後、その修繕にあたって発注者の責任の範疇で行うものとする。
- (4) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (5) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。

物品の移動等

(1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。

(2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は発注者に提供 するものとする。

その他

本事業を進めていく上での要件・事項等の変更等については担当者と協議を行い進めることが可能とする。

提出書類

受注者は取替にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	作業着工前
2	実施行程表	作業着工前
3	機器構成一覧表	作業着工前
4	機器仕様書	検査時
5	工事写真（施工前・施工後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	産業廃棄物収集運搬業許可書及び 産業廃棄物処分業許可証の写し	作業着工前
9	アフターフォロー体制表	検査時